

単価契約におけるさいたま市建設工事請負契約基準約款第 26 条第 5 項（単品スライド条項）の運用について

1. 「さいたま市建設工事請負契約基準約款第 26 条第 5 項（単品スライド条項）の運用について」（以下「運用基準」という。）1.（主要な工事材料）を次のとおり読み替える。

さいたま市建設工事請負契約基準約款第 26 条第 5 項（以下「単品スライド条項」という。）に規定する「主要な工事材料」とは、対象工事で主に使用される鋼材類、燃料油又はその他工事材料をいう。

なお、対象工事とは、運用基準. 9（2）で規定する「協議開始の日」までに施工が完了している施工箇所、又は「協議開始の日」までに指示した施工箇所、施工が「協議開始の日」以降になるが、「協議開始の日」時点で 2.（1）における価格変動後の金額の算出に必要な単価及び対象数量が確定している施工箇所のことをいう。ただし建設工事単価請負契約書の 7 その他特定条件（3）に基づく支払いの請求を行った施工箇所については、対象外とする。

2. 運用基準 2.（適用対象工事）を 2.（適用工事）と、（1）中、「当該工事」とあるのは、「対象工事」と読み替え、（2）を次のとおり読み替える。

（2）（1）に規定する「請負代金額」は、対象工事の合計額とする。

3. 運用基準 5.（対象数量の算出方法）（2）については適用しない。

4. 運用基準 7.（部分払時の取扱）及び運用基準 8.（部分引渡し）については適用しない。

5. 運用基準 9.（請負代金額の変更手続）中、（1）を次のとおり読み替え、（3）については適用しない。

（1）単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に単価契約の契約書に記載の工期の末から 2 月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。

6. 運用基準 10.（全体スライドを行う場合の特則）中、「変動後残工事代金額」とあるのは、「全体スライド条項を適用した対象工事合計金額」と読み替える。